

## 第 194 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 6 年 3 月 21 日 (木)

時間 午前 10 時～

場所 キョウワグループ・テルサホール 3 階 あぶくま

(司会)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 194 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私、本日司会を務めさせていただきます都市計画課の清野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局より傍聴される方々に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために、会議を非公開とする場合には、会場から退出していただくことがありますので、あらかじめ御了解下さい。

また、配りました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の確認をさせていただきます。次第、ホチキス留めしてあります議案書、もう 1 つホチキス留めしてあります資料の 1、議案第 2047 号になります。皆様よろしいでしょうか。

それでは、議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。議案書の 5 ページ、審議会の名簿が掲載されております。そちらを御覧下さい。本日は、リモートを併用し、リモートで参加されている委員もいらっしゃいます。審議会の開催に先立ちまして、新たに就任されました 6 名の委員の皆様を御紹介いたします。

初めに、議席番号 2 番、東北運輸局長の石谷俊史委員でございます。本日は代理としまして、東北運輸福島支局支局長の佐藤雅和様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 6 番、福島県警察本部長の若田英委員でございます。

なお、本日は代理としまして、福島県警察本部交通部交通規制課交通規制第二補佐の遠藤裕之様に御出席いただいております。

続きまして、議席番号 10 番、福島県議会議員の佐藤義憲委員でございます。

続きまして、議席番号 12 番、福島県町村議会議長会会長の角田真美委員でございます。

続きまして、議席番号 15 番、東北農政局長の前島明成委員でございます。

なお、代理としまして、東北農政局農村振興部農村計画課長の藤田正人様にリモートにて御出席をいただいております。

議席番号 17 番、福島県議会議員の大橋沙織委員でございます。以上 6 名の委員が新任となります。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最初に、委員の皆様には議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際に、まず、委員の議席番号、氏名から御発言していただくことになっております。円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしく願いいたします。

まず、出席されています委員の数、これを御報告いたします。定員 19 名のうち出席 17 名となっております。うち代理出席が 6 名となっておりますので、本会議は成立していることを確認いたしました。

次に、議事録の署名人を定めたいと思っておりますけれども、これにつきましては、慣例に従いまして議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。

では、御異議ないようですので、御指名をさせていただきたいと思っております。3 番の鈴木深雪委員、19 番の横田純子委員のお二方をお願いいたします。よろしく願いいたします。

次に、議案書の目次のところをお開きいただきたいと思います。本日は、報告事項 1 件、議案 1 件を予定しております。

それでは、次第の 2、報告事項に移らせていただきたいと思います。第 193 回、前回の福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の櫻澤と申します。よろしく願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧下さい。令和5年6月13日に開催いたしました第193回都市計画審議会に付議された案件につきまして御報告申し上げます。議案第2040号、2041号、2042号につきましては、県北、県中、会津の各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更についてでございました。

次に、議案第2043号、2044号につきましては、県北、会津の各都市計画区域の区域区分、いわゆる線引きの変更についてでございました。

これら5件につきまして、いずれも本審議会の同意を得まして、令和5年7月28日、県報告示し、都市計画決定となりました。

また、告示番号につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、議案第2045号、特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きによる許可でございますが、こちらは南相馬市小高区にある双葉グリーン土木株式会社の産業廃棄物処理施設につきまして、木くずの破碎施設の処理能力が当初許可の1.5倍を超えることから、本審議会の同意を得まして、令和5年6月20日に許可となりました。

次に、議案第2046号、同じく特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きによる許可でございますが、こちらは大熊町にある株式会社相双スマートエコカンパニーにつきまして、これまで受け入れていた特定廃棄物に加え、新たに産業廃棄物を受け入れ、1日当たり5トンを超える処理能力を有する施設であることから、本審議会に同意を得まして、令和5年6月28日に許可となりました。報告につきましては以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、御質問、御意見等あれば受けたいと思います。御発言の際は、挙手にてお願いいたします。リモート参加の方は、手を挙げる機能かあるいは、声を出していただければと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。御質問、御意見等、特にございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

どうもありがとうございました。

それでは、次第3番、議事のほうに移らせていただきたいと思います。

本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問のありました1件でございます。議案第2047号、特殊建築物の敷地の位置について（大熊

町)でございます。

それでは、議事の審議に入らせていただきたいと思います。議案第 2047 号に関しまして事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

初めに、スクリーン及び、御手元にお配りしております資料 1 により御説明いたします。資料 1 の方御覧下さい。

議案第 2047 号、特殊建築物の敷地の位置について御説明いたします。

スライドの 2 ページです。初めに建築基準法第 51 条について御説明いたします。建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場及び、またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において、新築し、もしくは増築する場合においてはこの限りではないとされております。

スライドの 3 ページです。次に、建築基準法第 51 条本文中のその他政令で定める処理施設について御説明いたします。

その他政令で定める処理施設につきましては、同法施行令第 130 条の 2 の 2 で大きく分けて一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の 2 つが示されております。一般廃棄物処理施設は、ごみ処理施設のことを言い、産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で規定されております。この中で、福島県都市計画審議会にお諮りする施設は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設となっております。今回は、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち汚泥、廃油、木くず、繊維くずがそれぞれ 1 日当たり 200kg 以上、産業廃棄物のうち廃プラスチック類が 1 日当たり 100kg 以上となることから、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可が必要となるため、本審議会に付議しております。

スライドの 4 ページです。設置に必要な手続きについて御説明いたします。産業廃棄物処理施設を設置するためには、本図左に示しておりますとおり、廃棄物処理法の設置許可のほか、右の建築基準法による敷地の位置に関する許可が必要となります。

なお、廃棄物処理法に基づく許可申請につきましては、県の出先機関である相双地方振興局で最終の許可審査を行っており、本日、同意が得られましたら、建築基準法第 51 条ただし書き許可と同日許可する予定となっております。

ます。

スライドの5ページです。次に、都市計画上の支障の有無の判断基準について御説明いたします。1つ目は、都市計画マスタープランなど上位計画との整合として、市町村マスタープラン等の内容と著しく乖離しないこと。2つ目は、土地利用計画との整合として、市街化区域及び用途地域が設定されて区域においては、工業系の用途地域に設置すること。地区計画等と整合していること。3つ目、都市計画施設との整合として、道路や公園などの計画されている都市計画施設に支障を与えないこと。4つ目としまして、市街地開発事業との整合、いわゆる土地区画整理事業や市街地再開発事業に整合していること。この4つの視点により、当該許可における都市計画上の判断を行うこととなります。次の施設概要以降につきましては、県建築指導課より御説明いたします。

建築指導課の滑川と申します。よろしく願いいたします。

それでは、6ページを御覧下さい。施設の概要です。所在地につきましては、双葉郡大熊町小入野字東平127番ほか39筆となっております。敷地面積は約73,500㎡、建築面積は約32,000㎡、延べ床面積は約33,000㎡となっております。処理施設の別としましては、焼却処理施設となります。一般廃棄物の種類としましては、津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けゴミ、除染廃棄物となります。産業廃棄物の種類としましては、汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、繊維くずとなります。施設の稼働時間につきましては、24時間稼働となります。

また、この施設につきましては、平成30年2月から仮設建築物として、稼働している施設で、汚泥、廃油以外のものにつきましては廃棄物処理法の許可を得ております。

新築時につきましては、建築基準法第85条第2項の規定により、応急仮設建築物として建築されておりました。今回、付議しております建築基準法第51条ただし書き許可を含み、その他建築基準法規定の適用が除外されていたものでした。

当初は、公益上必要な建物で、速やかな復旧が望まれる施設として応急的に暫定的な施設として、建築されたものです。施設の存続期間が最大2045年までと想定され、長期間となることから、建築基準法の一部の規定の適用を受けない応急仮設建築物から、一般建築物と同様に、建築基準法の適用を受ける建築物とすることとなりました。そのため、今回建築基準法第51条ただし書き許可が必要になるものです。

7ページです。次に導入する焼却施設について御説明いたします。施設は、一般廃棄物、産業廃棄物の焼却施設であり、1日あたりの処理能力が一般廃棄物、産業廃棄物ともに最大200t、火格子面積が33.41㎡となっております。処

理能力が、廃棄物処理法施行令第5条及び第7条の規定を超え、一般廃棄物処理施設、及び産業廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となります。

8 ページを御覧下さい。次に敷地の位置について御説明いたします。敷地は、大熊町の中間貯蔵施設内に位置し、JR大野駅から直線で約4.4km、大熊町役場から直線で約6.5km、県道広野小高線から隣接する位置となります。この地図には載っていませんが、中間貯蔵施設の位置としましては、熊川から北側と国道6号の東側一帯が中間貯蔵施設の敷地となっております。中間貯蔵施設に近接するその他の地域については、帰還困難区域になりまして、大野駅周辺は特定復興再生拠点区域として設定されております。

9 ページをご覧ください。次に、敷地の状況について御説明いたします。先ほど申しましたとおり、敷地は全て中間貯蔵施設内に入っており、現在の都市計画上は、非線引き都市計画区域で、用途地域は工業地域及び用途の指定ない区域となっております。また、当該施設へのアクセスとしては、県道広野小高線から町道東114号線を経由することとなります。

10 ページです。敷地の状況の写真となります。画面の左上は航空写真となっており、赤枠が敷地境界線となっております。敷地内には焼却施設や灰保管庫など、13棟の建築物が一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設として稼働しております。現在は応急仮設建築物ですが、今回、一般の建築物と同じ扱いとするため、建物内部を区画し、火災の延焼防止するために、防火区画を設置する工事を行います。

11 ページです。対象となる廃棄物の搬入及び搬出の流れについて御説明いたします。凡例は書いておりませんが、赤の矢印が可燃物の運搬車両の経路、青が焼却灰の運搬車両の経路となっております。廃棄物の搬入の流れは、敷地北側から接する町道東114号線から進入し、敷地北側の焼却施設に搬入します。搬入した廃棄物は、焼却施設内にストックされ、焼却炉で処理されます。焼却後は、敷地内の灰保管庫に最大6年間保管され、10万ベクレル以下のものは、最終処分場である特定廃棄物埋立処分施設やクリーンセンターふたばに搬出され、10万ベクレルを超えるものは、双葉町仮設灰処理施設で処理後、中間貯蔵施設へ搬出します。

12 ページです。焼却炉が設置される焼却施設内の図面となります。これも矢印赤が可燃物の運搬車両の経路、青が焼却灰の運搬車両の経路となります。廃棄物の保管場所からホイールローダーやフォーク付きバックホウと言った重機を使用して、廃棄物を重機で受入ピットへ投入します。投入された廃棄物は、燃焼室で焼却後、主灰（燃えがら）は図面下側へコンベアで搬送し、主灰処理設備で、フレキシブルコンテナへ詰め込み、灰保管施設へ搬出されます。

焼却後、飛灰は燃焼ガスとともに、燃焼室の隣にあるガス冷却室で冷却し、図面左側の集塵装置で排ガス処理を行い、飛灰処理設備で、フレキシブルコンテナへ詰め込み、灰保管施設へ搬出されます。以上で施設の概要の説明を終了します。

それでは最後、スライドの 13 ページをお開き願います。当該施設を、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により許可する場合における都市計画上の支障の有無について御説明いたします。

1 つ目に、上位計画との整合についてでございますが、当該地は、先ほど御説明させていただきましましたとおり、帰還困難区域の中間貯蔵施設予定地内に位置しておりまして、他の土地利用が現在出来ない状況でございます。また、町の土地利用方針としまして、大熊町第三次復興計画が策定されておりますが、中間貯蔵施設跡地の土地利用につきましては、今後検討していくとされておりますことから、現時点で上位計画との著しい乖離というものはございません。

2 つ目に、土地利用計画との整合についてでございますが、当該位置は、非線引き都市計画区域内で、工業地域及び用途地域が定められていない白地地域であります。また、地区計画につきましても、決定されている場所ではないことから、これらとの整合の観点からは支障ないと判断しております。

3 つ目に、都市計画施設との整合についてでございますが、当該地周辺には都市計画施設に関する計画はございません。

4 つ目に、市街地開発事業との整合についてでございますが、当該地に市街地開発の開発計画はございません。以上から、都市計画上の支障はないと考えてございます。

それでは、議案書を御覧いただきたいと思っております。議案書の 2 ページをお開き願います。こちらにございます議案第 2047 号特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可、大熊町の案件について、説明させていただきましました。内容につきましては、3 ページを御覧いただきたいと思っております。議案第 2047 号の議案の内容でございます。3 ページに記載されております表を御覧下さい。名称につきましては、環境省焼却施設、位置につきましては、福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平以下記載の地番のとおりでございます。面積につきましては 73,563.73 m<sup>2</sup>、用途につきましては一般及び産業廃棄物処理施設、焼却施設でございまして、建築面積は 32,335.99 m<sup>2</sup>、一般廃棄物につきましては、津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片づけごみ、除染廃棄物で、施設の処理能力が最大 1 日当たり 200t、1 時間当たり 8,333kg、火格子の面積が 33.41 m<sup>2</sup>。また、産業廃棄物につきましては汚泥、廃油、廃プラスチック、木くず、繊維くずで、処理能力につきましては、同じでございます。申請者につきましては、福島県福島市松栄町 11 番 25 号 AXC ビル 6 階、環境省福島地方環境事務所長でございます。理由については、当該施設は、現在、建築

基準法第 85 条第 2 項に基づく、応急仮設建築物として、環境省が平成 30 年 2 月から令和 6 年 3 月までの許可を受け、一般及び産業廃棄物の焼却処理を行っているところでありますが、今後も建物の解体や除染等により廃棄物が発生することから、引き続き施設を稼働させるため、一般廃棄物及び産業廃棄物、これにつきましては汚泥、廃油、木くず、繊維くず、これらの 1 時間当たりの処理能力が、上表のとおり、1 時間当たり 200kg 以上、また産業廃棄物のうち廃プラスチック類、1 時間当たり処理能力 100kg 以上となっておりますことから、建築基準法第 51 条ただし書き許可を得ようとするものでございます。

4 ページをお開き願います。こちら、スライドで御説明させていただきましたとおり、当該地の都市計画の制限、都市計画の状況につきまして、いわゆる非線引き、区域区分はないところと、用途地域につきましては、一部工業地域と無指定の白地地域でございました。このような状況から、敷地の位置については、支障がないと説明をさせていただいたところでございます。説明につきましては以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様方から御質問、御意見を受けたいと思います。御発言の場合は挙手でお願いいたします。リモートで参加されている方は手を挙げる機能か、あるいは声を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。では、御質問、御意見等ございますか。

(17 番 大橋委員)

議長。

(会長)

お願いします。

(17 番 大橋委員)

17 番の大橋です。今回、一般廃棄物と産業廃棄物が搬入されるということ御説明がありましたけれども、ここで処理する廃棄物は、大熊の町内から出たものだけを処理するのか、町外のものも搬入されるのか、その点をまず、お聞きしたいと思います。

(会長)

では事務局よりお願いします。

(事務局)

お答えいたします。搬入される廃棄物につきましては、大熊町に限ったものではございません。様々な種類の廃棄物を受け入れています。主に除染廃棄物対策地域が、県内11市町村あり、そこで発生する特定廃棄物のほかに各地で仮置きされております除染廃棄物で中間貯蔵施設に搬入された可燃物についてもこちらで処理するようになります。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17番 大橋委員)

わかりました。ありがとうございます。大熊以外の町外の廃棄物も搬入されるということですが、大熊もそうですけれど、やはり線量が高い地域のもを処理していくということですが、8,000ベクレルという基準もありますけれども、この施設での常時監視体制やその基準などがあれば御説明いただきたいと思えます。

(会長)

では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

まず、放射線対策ですけれども、建物自体につきましては遮蔽設計とされ、焼却施設全体を建物で覆っており、処理過程で発生する粉塵の外部への飛散防止を行っております。また、床面はコンクリートで平滑に舗装し、汚水が地下に浸透せず、排水できる構造となっております。また、排ガス処理につきましては、放射性物質を捕集する集塵施設を2段階設置しております。より厳重に排ガス中の放射線物質の除去を行っております。また、排ガス中の放射線濃度を連続監視しております。放射線物質が大気中に放出していないことを確認しております。また、用地周辺及び用地内の空間線量を適宜モニタリングしております。また、周辺環境や作業員の影響がないことを監視しております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17 番 大橋委員)

もう 1 点いいですか。

(会長)

続けてお願いします。

(17 番 大橋委員)

モニタリング等監視体制をされていると御報告ありましたが、8,000 ベクレル、再生利用の際ですとか基準があると思いますが、ベクレルの基準などはないのでしょうか。

(会長)

では事務局よりお答えいただきたいと思います。

(事務局)

こちらの中間貯蔵施設内の施設は、8,000 ベクレルの基準に関係なく高線量のものも受け入れております。最終的に 10 万ベクレルを超えるものについては、中間貯蔵施設で保管。10 万ベクレルを下回るものについては、他の処理施設で埋立て処理となります。

(会長)

よろしいですか。

(17 番 大橋委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。そのほか何かございますか。

(3 番 鈴木委員)

議席番号 3 番の鈴木です。敷地の位置については、特段支障がないと思っておりました。1 点だけお伺いしたいんですけれども、仮設建築物としてすでに稼働しているということで、仮設で建てられたと思うんですが、今回、区画については、現行法に合わせて配置するとお話をいただきました。基礎やその他構造についても現行法に合っているのか教えていただければと思い

ます。

(会長)

では事務局お願いします。

(事務局)

防火区画以外の基礎や構造については、現行の建築基準法に適合していることを確認しております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(3番 鈴木委員)

はい。

(会長)

リモートの鎌田委員、手を挙げられておられますね。

(14番 鎌田委員)

2点ほど教えていただきたいと思います。まず、万全だとは思いますが、この施設のセキュリティー体制について伺いたい。これは答えられる範囲で結構です。2点目は、先ほど廃棄物のベクレルについてもお話ありましたが、排水と焼却後の粉塵についても何か対策を講じているか教えていただきたいと思います。

(会長)

では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

セキュリティー対策については、把握しておりません。本施設から発生する排水につきましては、施設内で排ガスの除却水として再利用しております。公共水域、要するに外部への放流水は発生しません。排ガスにつきましては、集塵施設を2段設置して、厳重に排ガス中の放射性物質を除去しており、排ガスの中の放射性濃度についても監視して外部に放出していないことを確認しているところです。

(会長)

ただいまの御答弁でよろしいでしょうか。

(14番 鎌田委員)

1点目については、把握されていないという回答でよろしかったでしょうか。

(事務局)

そうです。把握しておりません。

(会長)

よろしいですか。

(14番 鎌田委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(19番 横田委員)

19番横田です。位置については、特段意見ないですけれども、まず、この施設が平成30年に震災から数年経ってから建って、しかも環境省直轄の建物ですね。この会で結構、産業廃棄物の建物の審議をさせていただいていますが、環境省が直轄で造った経緯を知りたいと思います。ほかの施設では処理が間に合わないということでしたらそれで良いのですが。あとかなり相双地区に産廃の会社さんが入ってらっしゃると思うんですけれども、その一般の会社さんとのすみ分けが、どのようにされているのか、ご存知であれば教えて下さい。

(会長)

事務局でお答えいただきたいと思います。

(事務局)

当初、設立された経緯ですけれども、中間貯蔵施設に運び込まれる除染廃棄物の可燃物につきましては、そのまま保管するのではなく、減容化する目

的で焼却し、保管施設の容量を少なくするために設置されたものと聞いております。そのほかの業者との関係につきましては、こちらでは聞いておりません。

(19番 横田委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

その他ございますか。リモートの方も大丈夫ですか。

(1番 川崎委員)

川崎です。よろしいでしょうか。

(会長)

川崎先生よろしく申し上げます。

(1番 川崎委員)

福島大学の川崎です。よろしく申し上げます。中間貯蔵施設と申しますと、その除染土は、2045年3月までに県外に最終処分するということになっていると思っておりますが、2045年3月は、これからまだ先のことで、しかも今回の都市計画審議会の範囲を越えた議論になってしまうかもしれませんが、参考までに県外最終処分が終わった後、この施設がどうなるか、もし、お考えがあれば伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

(会長)

この施設と申しますと、今日議論している処理施設がという意味ですか。

(1番 川崎委員)

そうです。

(会長)

事務局でお分かりになれば、よろしく申し上げます。

(事務局)

発生する廃棄物の量が今後どのように変動していくかも予測しづらいところ

ですので、2045年まで使うかも、まだ未確定な部分もありまして、さらに2045年最終処分場への搬出が終わったあとの扱いについても決まっていないと聞いております。

(会長)

まだ決まってないということですが、川崎先生よろしいでしょうか。

(1番 川崎委員)

ありがとうございます。

(会長)

そのほか、御意見等ございますか。リモートの方もよろしいでしょうか。意見も出尽くしたようですので、議案第2047号、これをお認めいただけますか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。御異議なしと認めまして、議案第2047号は、原案のとおり、同意することに決定いたします。どうもありがとうございました。本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。司会を事務局にお返しします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは以上を持ちまして、第194回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(開催時間 45分)

以上のとおり相違ないことを証します。

3番 鈴木 深雪

---

19番 横田 純子

---